

ST スポット利用規約

第一条 目的

この規約は、特定非営利活動法人STスポット横浜が管理・運営する施設・設備・備品（以下「各施設」という）を、円滑かつ適正に利用していただくために必要な事項を定めたものです。

第二条 利用用途

広く市民に鑑賞及び参加機会を提供するための舞台芸術等の公演及び活動。

第三条 利用申請・利用申込み

施設を利用しようとする方（以下「利用者」という）は、別に定める「STスポット利用申請書」（以下「申請書」という）を当法人に提出することにより、利用承認を受けていただきます。

第四条 施設の利用料金及び利用時間

施設の利用料金及び利用時間は、別に定める各施設の「利用料金表」のとおりです。

第五条 利用の不承認・取り消し

以下の項目に該当する場合は、利用を不承認とします。または使用中であっても承認を取り消すことがあります。その際の損害補償はいたしません。

- 1) 利用規約に違反したとき。
- 2) 申請書等の記載事項に偽りがあったとき。または内容変更があるにもかかわらず事前の申し出がないとき。
- 3) 善良な風俗を乱したり、暴力不法行為を行う恐れがあるとき。
- 4) 宗教的、政治的な宣伝などを目的とする利用や、葬儀・告別式などの行事利用、主に物品販売・宣伝を目的とする利用など、施設の設置目的に反するとき。
- 5) 各施設を、損傷、滅失する恐れのあるとき。施設管理上の指示に従わない恐れがあるとき。
- 6) その他、禁止事項に抵触する場合等。

第六条 禁止事項

- 1) 施設使用权の転貸または譲渡
- 2) 許可のない掲示、物品配布、販売、宣伝、寄付の募集等
- 3) 火災・爆発、その他危険を生じる恐れのある物の持込み

第七条 関係諸官公庁への届け出

許可が必要な催物については、主催者側が届け出を行って下さい。ただし、火器・本火、スモークマシーンなどの煙の出るものの使用はできません。

第八条 打ち合わせ

催物の円滑な運営を図るため、利用開始日の7日前迄に、舞台・照明・音響等の各設備や進行等について、STスポットスタッフと詳細な打ち合わせを行って下さい。

第九条 利用の解約

利用承認書発行後、利用者の都合で解約をされる場合は、以下の基準によりキャンセル料金を申し受けます。

- 1) 利用開始日の6ヶ月前から3ヶ月前迄の解約…利用料金の50%
- 2) 利用開始日の3ヶ月前以降の解約…利用料金の全額

第十条 不可抗力による使用中止の場合

災害（地震・火災・津波等）や不測の事故等が起こった際、STスポットスタッフの判断で劇場利用・上演を中断または中止する場合がございます。利用者の責によらずSTスポットの使用が不可能となった場合は、利用料金はいただきませんが、そのために生じた損害の補償はいたしません。

第十一条 その他の注意事項

- 1) 舞台設営から撤収、照明・音響等の操作、受付・入場者の整理は、主催者側で行なっていただきますので、そのための技術者及びスタッフをあらかじめ手配して下さい。
- 2) 使用中（搬出入を含む）の人的・物的事故については、全て主催者の責任とし、STスポットは一切賠償いたしません。
- 3) 各施設を破損・紛失された場合は弁償していただきます。